

令和 3 年 9 月 8 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会 常任理事

松 本 吉 郎

(公印省略)

令和 3 年度 医療機関における外国人患者受入れに係る実態調査実施について

(協力依頼)

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室より各都道府県衛生主管部（局）長宛に標記の文書が発出されるとともに、本会宛に協力方依頼がございました。

本調査は、外国人に対する医療提供体制の現状を把握するため、昨年度に引き続き、全国の病院と一部（京都府及び沖縄県）の診療所及び歯科診療所を対象に実施されるものです。なお、病院につきましては、G-MIS（医療機関等情報システム）を通じて協力依頼を行う予定となっております。

調査は 2 種類（A, B）あり、対象となる医療機関につきましては、調査票 A, B ともに全ての病院及び京都府及び沖縄県の診療所とされております。なお、過去に外国人患者を受け入れた実績がない医療機関においても調査にご協力をいただきたいとのことです。

※調査票等掲載URLについて：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202918_00022.html

調査対象期間と提出時期につきましては、調査票 A は、本年 9 月 1 日時点の院内の状況を 10 月 15 日（金）までに、調査票 B は、本年 9 月 1 日から 30 日までに受診した外国人患者の状況を 11 月 15 日（月）までに提出することとされております。なお、調査票 B において調査する未収金については、「診療の対価を請求したにも関わらず、請求日より 1 ヶ月を経ても診療費の一部または全部が未収である患者」と定義されているため、未収金を生じた患者は、請求日の 1 ヶ月後（10 月～11 月初旬頃）に判明することになります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知頂くとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関への周知方につき、ご高配を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和3年8月26日

公益社団法人
日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課
医療国際展開推進室

令和3年度 医療機関における外国人患者受入れに係る実態調査実施について
(協力依頼)

医療行政の推進については、平素より御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では外国人に対する医療提供体制の現状を把握するため、昨年度までに引き続き、全国の病院と一部（京都府及び沖縄県）の診療所及び歯科診療所を対象とした、外国人患者の受入れに係る実態調査を行うことといたしました。

当該調査について、別添①のとおり対象の診療所に協力依頼を発出いたしました。病院へは、G-MIS（医療機関等情報システム）を通じて協力依頼を8月30日頃に配信予定となっております

つきましては、円滑な調査の実施に御協力いただきますよう、貴会会員等への周知のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、別添②のとおり、各都道府県に管下の病院への協力依頼の通知を8月17日付で発出いたしましたので、参考として併せて添付いたします。

〈問合せ先〉

厚生労働省 医政局総務課 医療国際展開推進室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
隈丸、薄、難波
TEL 03-5253-1111（内線 2678、4458、4457）

令和3年8月17日

各 位

厚生労働省医政局総務課
医療国際展開推進室

令和3年度医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査について
(協力依頼)

医療施策の推進については、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では外国人に対する医療提供体制の現状を把握するため、昨年度までに引き続き、全国の病院と一部（京都府及び沖縄県）の診療所及び歯科診療所を対象とした調査を行うことといたしました。

については、別添の作業要項をご覧いただき、本調査にご協力いただきますようお願いいたします。

本調査は厚生労働省から株式会社サーベイリサーチセンター（東京都中央区日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル5階）に委託して実施いたしますので、調査に関する問い合わせ先及び提出先は当該社になること、また、提出いただいた回答について当該社より問い合わせる可能性があることを申し添えます。

なお、本調査結果については、厚生労働省において取りまとめた上で、各医療機関に同意いただいた範囲で、各都道府県にも施策検討の参考として共有します。また、厚生労働省において厚生労働科学研究などに活用することがありますので、ご了承ください。

<参考>

「令和2年度医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」結果

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18704.html

「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」作業要項
(診療所用)

各医療機関におかれましては、ご多用のところ誠に恐縮でございますが、本作業要項を参照の上、調査票に記入し、期日までに提出をいただきますようお願いいたします。

なお、外国人患者の受入れの有無も含めた実態調査のため、過去に外国人患者を受け入れた実績がない医療機関におかれましても、現状の体制や実績をご記入ください。ご協力よろしくをお願いいたします。

<調査概要・調査スケジュール>

本調査では、2種類の調査を行います。調査ごとに使用する調査票や締切日が異なるためご留意いただき、両調査への回答をお願いいたします。

- 調査票A：医療機関における外国人患者の受入体制の調査
調査内容 令和3年9月1日時点の院内の状況
締切日 令和3年10月15日（金）
- 調査票B：外国人患者の受入実績の調査
調査内容 令和3年9月1日～30日に受診した外国人患者の状況（※）
締切日 令和3年11月15日（月）

（※）未収金の状況に関する調査において「未収金を生じた患者」を「診療の対価を請求したにも関わらず、請求日より1ヶ月を経ても診療費の一部又は全部が未収である患者」と定義しています。そのため回答の対象となる「未収金を生じた患者」は、請求日の1ヶ月後（10月～11月初旬頃）に判明することになります。

<回答方法>

(1) 以下の厚生労働省医政局医療国際展開推進室のホームページから2種類の調査票（Microsoft Excel形式）をダウンロードしてください。

（調査票ダウンロードURL）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202918_00022.html

(2) 記入した調査票は、Microsoft Excel形式のままメールに添付し、以下のメールアドレスまで送信してください。

提出先メールアドレス：foreign-patients@surece.co.jp

<留意事項>

- (1) 本調査結果については、厚生労働省において取りまとめた上で、各医療機関に同意いただいた範囲で、各都道府県にも施策検討の参考として共有します。また、厚生労働省において厚生労働科学研究などに活用することがあります。
- (2) 提出いただいた回答に疑義等がある場合は、回収業務を担当する委託事業者より連絡する可能性があることをご承知おきください。
- (3) 調査に関してご不明な点がございましたら、委託事業者に設置する下記窓口までご連絡いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ窓口】

電話番号：0120-966-326（平日9時30分～17時30分まで）

調査事務局：株式会社サーベイリサーチセンター

東京都中央区日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル5階 SRC内

以上

医政総発0817第4号
令和3年8月17日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
（公印省略）

医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査について（協力依頼）

医療施策の推進については、日頃より格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

厚生労働省では外国人に対する医療提供体制の現状を把握するため、昨年度までに引き続き、全国の病院と一部（京都府及び沖縄県）の診療所及び歯科診療所を対象とした調査を行うことといたしました。

については、下記をご参照の上、貴管下の全ての病院に対して、調査への協力をご依頼いただきますようお願いいたします。

記

1. 貴管下の全ての病院に別添の作業要項をご送付願います。
（各病院は、**G-MIS**（新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム）にログインし、調査票をダウンロードし、回答を記入の上、アップロードし提出するものとします。）
2. 調査票の回収率向上のため、各調査票の締切に合わせ、**G-MIS**等を通じ、各病院に提出期限が近づいている旨の周知を行う予定ですが、回収率が特に低いなど厚生労働省が必要と考える場合には、周知のご協力をお願いすることがあります。
3. 調査の対象・期間及び締切日は、各調査票で以下のように異なるため、各都道府県はこの点にご留意の上、貴管下の病院に案内してください。

調査票A：調査内容 令和3年9月1日時点の院内の状況
締切日 令和3年10月15日

調査票B：調査内容 令和3年9月1日～30日に受診した外国人患者の
状況（※）

締切日 令和3年11月15日

（※）調査票Bは未収金の状況に関する調査を含んでおり、本調査においては「未収金を生じた患者」を「診療の対価を請求したにも関わらず、請求日より1ヶ月を経ても診療費の一部又は全部が未収である患者」と定義しています。そのため回答の対象となる「未収金を生じた患者」は、請求日の1ヶ月後（10月～11月初旬頃）に判明することになります。

<留意事項>

本調査結果については、各都道府県の今後の体制整備にご活用いただけますよう、G-MISを通じて、各病院の所在する都道府県に個別病院の回答内容を共有します。

以上

「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」作業要項
(病院用)

各医療機関におかれましては、ご多用のところ誠に恐縮でございますが、本作業要項を参照の上、調査票に記入し、期日までに提出をいただきますようお願いいたします。

なお、外国人患者の受入れの有無も含めた実態調査のため、過去に外国人患者を受け入れた実績がない医療機関におかれましても、現状の体制や実績をご記入ください。ご協力よろしくお願いいたします。

<調査目的>

本調査は、各医療機関の外国人患者受入れ体制の状況等の実態を把握する目的で行うものです。今後の体制整備の検討に活用するため、各医療機関の所在する都道府県にも個別病院の回答内容を共有しますので、予めご了承ください。

<調査概要・調査スケジュール>

本調査では、2種類の調査を行います。調査ごとに使用する調査票や締切日が異なるためご留意いただき、両調査への回答をお願いいたします。

- 調査票A：医療機関における外国人患者の受入体制の調査
調査内容 令和3年9月1日時点の院内の状況
締切日 令和3年10月15日（金）
- 調査票B：外国人患者の受入実績の調査
調査内容 令和3年9月1日～30日に受診した外国人患者の状況（※）
締切日 令和3年11月15日（月）

（※）未収金の状況に関する調査において「未収金を生じた患者」を「診療の対価を請求したにも関わらず、請求日より1ヶ月を経ても診療費の一部又は全部が未収である患者」と定義しています。そのため回答の対象となる「未収金を生じた患者」は、請求日の1ヶ月後（10月～11月初旬頃）に判明することになります。

<回答方法>

G-MIS（新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム）にログインし、2種類の調査票（Microsoft Excel形式）をダウンロードして回答をご記入の上、アップロードして提出してください。

(G-MISシステムURL)

<https://www.med-login.mhlw.go.jp/>

(※) G-MISシステムにログイン後は、G-MISシステムに掲載の医療機関用マニュアル「医療機関用その他調査回答操作マニュアル (Ver 1.00).pdf」を参照のうえ、調査回答をお願いします。

<留意事項>

- (1) 本調査結果については、厚生労働省において取りまとめた上で、各医療機関に同意いただいた範囲で、厚生労働科学研究などに活用することがあります。
- (2) 提出いただいた回答に疑義等がある場合は、集計業務を担当する委託事業者より連絡する可能性があることをご承知おきください。
- (3) G-MISシステムや調査に関してご不明な点がございましたら、委託事業者に設置する下記窓口までご連絡いただきますようお願いいたします。

<G-MISに関する 問い合わせ先>

厚生労働省 G-MIS事務局

電話番号 0570-783-872 (平日9時~17時 土日祝日を除く)

<調査に関する 問い合わせ先>

事業者名 株式会社サーベイリサーチセンター

住所：東京都中央区日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル 5階 SRC内

電話番号 0120-966-326 (平日9時30分~17時30分 土日祝日を除く)

以上